

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.11.18



eMAXIS  
投資のインフラに“革新”をプラス



eMAXIS専用サイト <https://emaxis.am.mufig.jp/>



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

## eMAXIS Neo バーチャルリアリティ

追加型投信／内外／株式／インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類    |        |                   |             | 属性区分      |          |                  |               |           |                                                           |
|---------|--------|-------------------|-------------|-----------|----------|------------------|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類        | 投資対象資産    | 決算<br>頻度 | 投資対象<br>地域       | 投資<br>形態      | 為替<br>ヘッジ | 対象インデックス                                                  |
| 追加型     | 内外     | 株式                | インデックス<br>型 | その他<br>資産 | 年1回      | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | なし        | その他(S&P Kensho Virtual<br>Reality Index<br>(配当込み、円換算ベース)) |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「eMAXIS Neo バーチャルリアリティ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月17日に関東財務局長に提出しており、2025年11月18日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

48兆8,576億円  
(2025年8月29日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



## 投資のインフラに“革新”をプラス。

将来性や高い成長性が期待できる様々な革新的テーマへの投資機会を、より多くのお客さまへ提供したい。そのような思いからeMAXIS Neoは誕生しました。

eMAXIS Neoは、革新的テーマを対象とする様々な特徴ある指数に連動することをめざす、新時代のノーロード・インデックスファンド・シリーズです。投資初心者の方から投資経験が豊富な方まで幅広く、投資機会のみならず「わくわく感」をお届けすることができると私たちは考えています。

当ファンドは、米国の金融商品取引所に上場している、日本を含む世界各国のバーチャルリアリティ関連企業の株式等に投資を行い、S&P Kensho Virtual Reality Index (配当込み、円換算ベース)に連動することをめざすファンドです。

当ファンドをお客さまの資産形成のツールのひとつとして活用頂けると幸いです。

2018年11月

三菱UFJアセットマネジメント



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

S&P Kensho Virtual Reality Index(配当込み、円換算ベース)の値動きに連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

特色

1

S&P Kensho Virtual Reality Index(配当込み、円換算ベース)\*に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- S&P Kensho Virtual Reality Index(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。

### <S&P Kensho Virtual Reality Indexについて>

AIを活用し、企業の開示情報などの膨大な文献を自動的に処理すること等を通じて、第4次産業革命\*1の原動力となる技術群(テーマ)に沿った銘柄を選定する「S&P Kenshoニューエコノミー指数」の一つです。このインデックスでは、バーチャルリアリティ関連企業\*2の銘柄を選定します。

- \*1 第4次産業革命とは、モノのインターネット「IoT(Internet of Things)」や「人工知能(AI)」等による技術革新によって、産業を大きく変革しようとする取り組み。
- \*2 バーチャルリアリティ関連企業とは、対象インデックスを提供するKensho Technologies,LLC(以下、Kensho社)が考える、バーチャルリアリティに関連する製品やサービスを提供する企業をいいます。

**KENSHO**

Kensho社は、データ分析・機械学習・自然言語処理などを強みとする米国のテクノロジー企業であり、米国大手指数提供会社のS&P Global Inc.の子会社です。

※ S&P Kensho Virtual Reality Index(配当込み、円換算ベース)は、S&P Kensho Virtual Reality Index(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が計算したものです。

特色

2

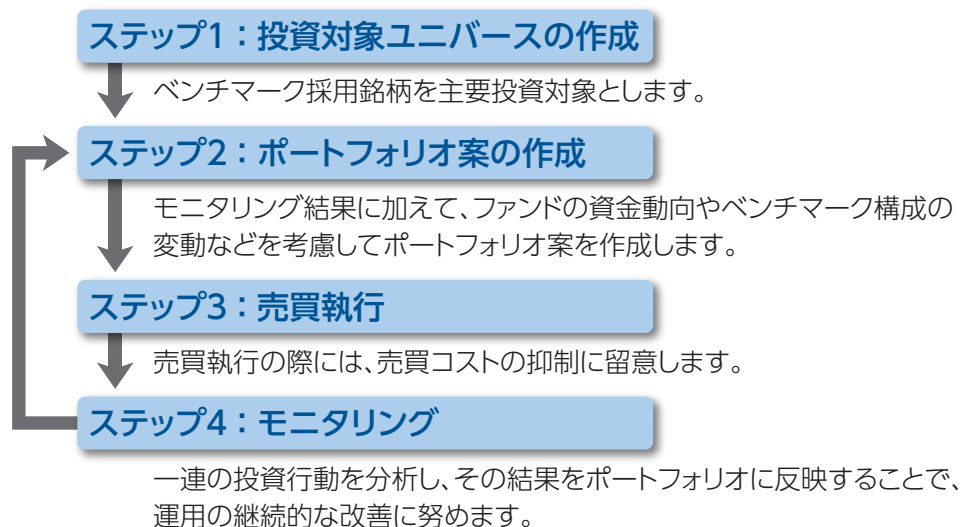
主として、米国の金融商品取引所に上場している、日本を含む世界各国のバーチャルリアリティ関連企業の株式等(DR(預託証券)を含みます。)に投資します。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※実際の運用はバーチャルリアリティ関連株式インデックスマザーファンドを通じて行います。

📄 DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

## <運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📖 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。  
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

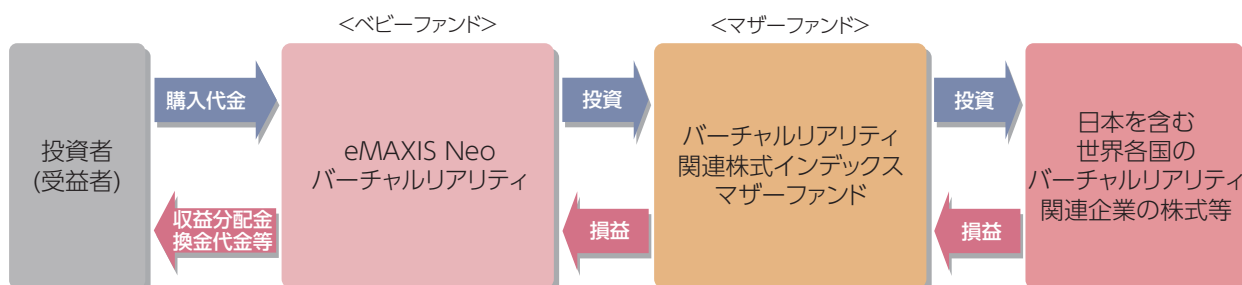


**原則として、為替ヘッジは行いません。**

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

## ■ファンドの仕組み

運用は主にバーチャルリアリティ関連株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国のバーチャルリアリティ関連企業の株式等へ投資するファミリーファンド方式により行います。



## ■主な投資制限

|        |                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式     | 株式への実質投資割合に制限を設けません。                                                               |
| 外貨建資産  | 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。                                                            |
| デリバティブ | デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 |

## ■分配方針

- 年1回の決算時(8月17日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

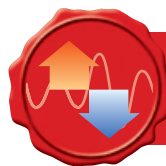
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

 S&P Kensho Virtual Reality Index(「本指数」)はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。指数に直接投資することはできません。本商品は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に本商品への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する本指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P Kensho Virtual Reality Indexに関して、S&P Dow Jones Indicesと三菱UFJアセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。本指数は三菱UFJアセットマネジメント株式会社または本商品に関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、本指数の決定、構成または計算において三菱UFJアセットマネジメント株式会社または本商品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の価格および数量、または本商品の発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によっては本商品が将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。本指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesは、本指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは本指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社、本商品の所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと三菱UFJアセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

### 為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

### 特定のテーマに 沿った銘柄に 投資するリスク

ファンドは、特定のテーマ（バーチャルリアリティ）に沿った銘柄に投資するため、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べてファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

ファンドは、中小型株にも投資を行うため、大型株中心に投資する場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

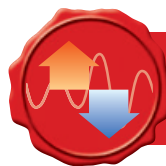
## ■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。  
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。  
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ファンドは、S&P Kensho Virtual Reality Index（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、現物株式投資の代替で投資した株価指数先物取引等と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。

## ■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



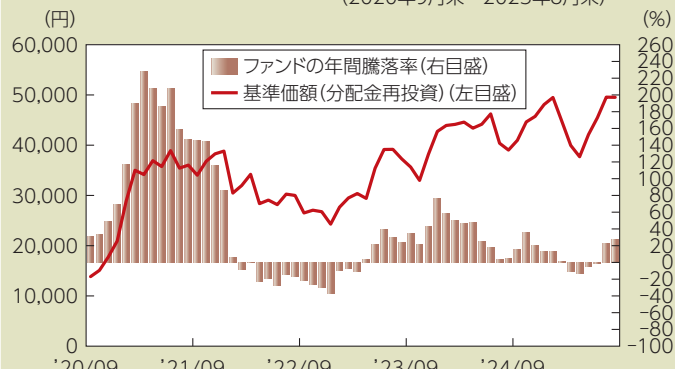
# 投資リスク

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

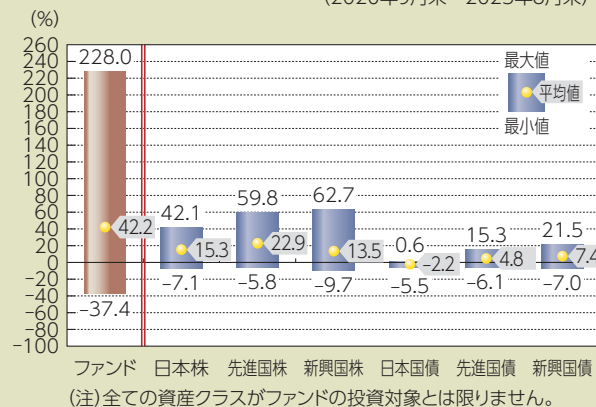
### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2020年9月末～2025年8月末)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年9月末～2025年8月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものととして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み)       | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。                                                                               |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み)     | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                               |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                    |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                                                                                                     |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本)      | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。                                                                                                                                      |

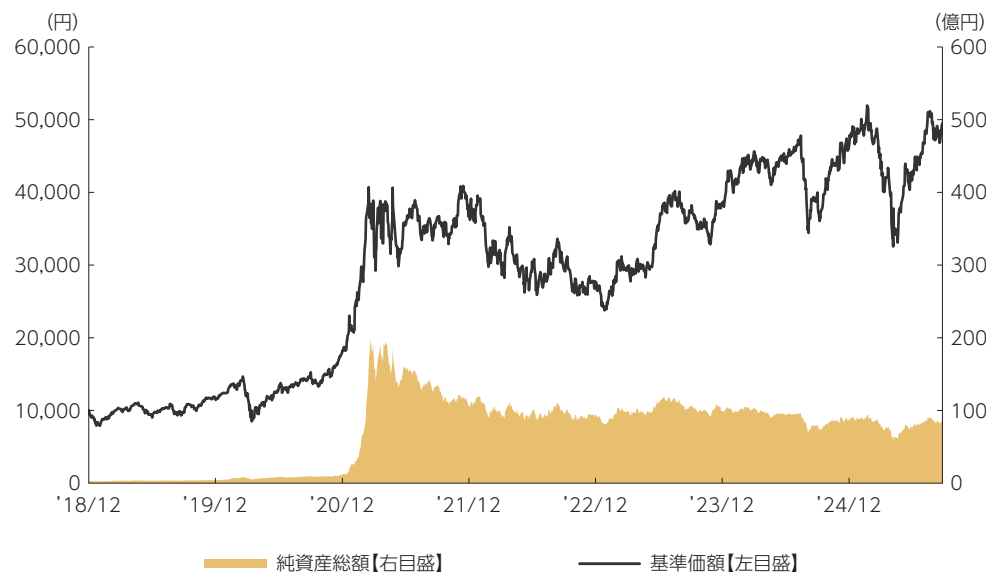
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



# 運用実績

2025年8月29日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2018年12月3日(設定日)～2025年8月29日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 49,524円 |
| 純資産総額 | 86.2億円  |

•純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

|         |    |
|---------|----|
| 2025年8月 | 0円 |
| 2024年8月 | 0円 |
| 2023年8月 | 0円 |
| 2022年8月 | 0円 |
| 2021年8月 | 0円 |
| 2020年8月 | 0円 |
| 設定来累計   | 0円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

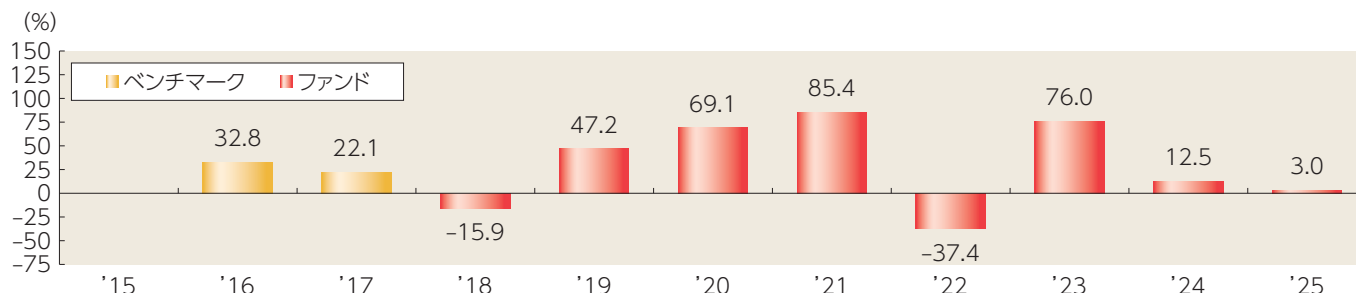
## ■主要な資産の状況

| 組入上位銘柄                       | 業種                 | 国・地域 | 比率    |
|------------------------------|--------------------|------|-------|
| 1 UNITY SOFTWARE INC         | ソフトウェア・サービス        | アメリカ | 13.0% |
| 2 PTC INC                    | ソフトウェア・サービス        | アメリカ | 8.9%  |
| 3 META PLATFORMS INC-CLASS A | メディア・娯楽            | アメリカ | 8.5%  |
| 4 HIMAX TECHNOLOGIES INC-ADR | 半導体・半導体製造装置        | アメリカ | 7.3%  |
| 5 SNAP INC - A               | メディア・娯楽            | アメリカ | 6.0%  |
| 6 VISTEON CORP               | 自動車・自動車部品          | アメリカ | 5.8%  |
| 7 NVIDIA CORP                | 半導体・半導体製造装置        | アメリカ | 5.3%  |
| 8 XEROX HOLDINGS CORP        | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | アメリカ | 5.2%  |
| 9 MICRON TECHNOLOGY INC      | 半導体・半導体製造装置        | アメリカ | 4.9%  |
| 10 COHERENT CORP             | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | アメリカ | 4.7%  |

| その他資産の状況      | 比率   |
|---------------|------|
| 株価指数先物取引 (買建) | 2.3% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2018年は12月3日(設定日)から年末までの、2025年は年初から8月29日までの収益率を表示
- 2017年以前はベンチマークの年間収益率、2016年はベンチマーク算出日(6月15日)から年末までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



#

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                                            |                                                   |                  |            |        |       |       |       |       |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                           | 日々の純資産総額に対して、 <b>年率0.792%(税抜 年率0.72%)以内</b> をかけた額 |                  |            |        |       |       |       |       |
|                                                            | 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／ 365)    |                  |            |        |       |       |       |       |
|                                                            | ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。                |                  |            |        |       |       |       |       |
|                                                            | 信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。            |                  |            |        |       |       |       |       |
|                                                            | ファンドの純資産総額に応じて                                    | 信託報酬率<br>(税込 年率) | 配分(税抜 年率)  |        |       |       |       |       |
|                                                            |                                                   |                  | 合計         | 委託会社   | 販売会社  | 受託会社  |       |       |
|                                                            |                                                   |                  | 500億円未満の部分 | 0.792% | 0.72% | 0.37% | 0.32% | 0.03% |
|                                                            |                                                   |                  | 500億円以上の部分 | 0.781% | 0.71% | 0.36% | 0.32% | 0.03% |
|                                                            | ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。                    |                  |            |        |       |       |       |       |
|                                                            | <各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>                |                  |            |        |       |       |       |       |
| 支払先                                                        | 対価として提供する役務の内容                                    |                  |            |        |       |       |       |       |
| 委託会社                                                       | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等           |                  |            |        |       |       |       |       |
| 販売会社                                                       | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等                 |                  |            |        |       |       |       |       |
| 受託会社                                                       | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等                   |                  |            |        |       |       |       |       |
| その他の費用・<br>手数料                                             | 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。                         |                  |            |        |       |       |       |       |
|                                                            | ・監査法人に支払われるファンドの監査費用                              |                  |            |        |       |       |       |       |
|                                                            | ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料                     |                  |            |        |       |       |       |       |
| ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用                           |                                                   |                  |            |        |       |       |       |       |
| ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等                                       |                                                   |                  |            |        |       |       |       |       |
| ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |                                                   |                  |            |        |       |       |       |       |

※運用管理費用 (信託報酬) および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用 (手数料等) については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用 (手数料等) の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



# 手続・手数料等



## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金                                           |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2025年8月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年8月20日～2025年8月18日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 0.82%     | 0.79%      | 0.03%     |

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

